

# 表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、本協会の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(対象者)

第3条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会及びその役員
- (3) 加盟チーム及びその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員
- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

(表彰事由)

第4条 本協会は、前条のの対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

(表彰者の決定)

第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(改正)

第8条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第9条 本規則は、2017年4月13日から施行する。